関係各位

東京税関業務部

「3R推進月間におけるバーゼル法等関連貨物の取締り」 に係る協力依頼について

平素から税関行政に対しご理解とご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

近年、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化していることに 伴い、廃棄物等を不正に輸出入しようとする事例が増加しています。

税関は、バーゼル法等関連貨物(廃棄物等)の不正輸出入を防止するため、関係府省と連携して水際における取締り等を行っておりますが、例年10月には「3 R(リデュース・リユース・リサイクル)推進月間」として環境省等の関係府省や地方公共団体等による様々な取組みが行われています。

東京税関におきましても、本年10月1日(木)から10月31日(土)までの間、環境省の地方環境事務所と連携して水際での取締りを実施し、バーゼル法等関連貨物の不正輸出入防止に取組んでいくこととしましたので、格段のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、バーゼル法等関連貨物の不正輸出入に関する不審な情報がありましたら、 どんな些細なものでも結構ですので、最寄の税関官署までご一報下さいますよう 併せてお願いいたします。

> 東京税関業務部通関総括第2部門(輸入) 03-3599-6338 東京税関業務部通関総括第4部門(輸出) 03-3599-6341



報道発表資料

平成27年9月29日

平成27年度「3 R推進月間」の実施について(お知らせ)

10月は、循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進するリデュース・リユース・リサイクル推進月間(通称:3 R 推進月間)です。 環境省では、3 R推進月間を中心に「3 R推進全国大会(11月福井県)」、「環境にやさしい買い物キャンペーン」、「廃棄物等の不法輸出入 監視に係る取組の強化」等を実施しています。

1.3 R推進月間の趣旨

循環型社会を形成する上で、国民一人ひとりの3 R(廃棄物等の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))の 推進に関する理解を深め、循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進するため、国・地方公共団体・事業者・NGO・NPO等が連携して普及啓 発活動を全国各地で集中的に行います。

<3 R推進月間の取組内容>

URL: http://www.env.go.jp/recycle/circul/3r_gekkan/index.html

2. 3 R推進月間を中心とした取組

(1)第10回3R推進全国大会

国民・事業者・行政の関係者が一堂に会することによって、循環型社会の形成に関するそれぞれの知識や経験に関する情報を交換する機会及び 参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供することをにより、3Rの推進に関する理解を深め、循環型社会の形成に向けた取 組を推進するためのものです。どなたでも無料で参加できます。

日 時:平成27年11月開催予定

場 所:福井県生活学習館[ユー・アイふくい] (福井県福井市下六条町14-1)

主 催:環境省・環境省中部地方環境事務所、福井県、3R活動推進フォーラム

內 容:第1部 式典(循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰)

3 R促進ポスターコンクール最優秀賞表彰)

第2部 記念シンボジウム (講演、バネルディスカッション)

大会の詳細、参加の申込みは → http://3r-forum.jp/meeting.html

(2) 3 R推進地方大会

3 R推進月間中、環境省の各地方環境事務所の主催により、3 Rに関して一人ひとりのライフスタイルを見直すきっかけを提供するイベントや 優れた取組の紹介などを内容とする大会が開催されます)。

詳しくは→http://www.env.go.jp/recycle/circul/3r_gekkan/index.html

(3) 環境にやさしい買い物キャンペーン

環境省、経済産業省、3R活動推進フォーラムは、全国の都道府県、流通事業者及び小売事業者に呼びかけて「環境にやさしい買い物キャン ベーン」を実施し、マイバッグの持参や過剰包装の辞退、簡易包装による購入、環境に配慮した商品の購入など「買い物」における環境に配慮し た行動を実践するようお勧めするものです (詳細はく3 R推進月間の取組内容>」 URLに掲載)。

実施期間: 平成27年10月1日(木)~10月31日(土)

参加者:47都道府県及び流通事業者等44事業者(予定)

(平成26年度は47都道府県及び全国49社56,218店舗の流通事業者が参加)

詳しくは→http://3r-forum.jp/mybag.html













(4) 廃棄物等の不法輸出入監視に係る取組の強化

アジア各国の急速な経済成長に伴う資源需要の増大等を背景に、我が国からの循環資源の輸出が急増している一方、脱法的に廃棄物等を海外に 輸出しようとする事例や、輸入国で不適正に処理されることにより、環境汚染を引き起こしている事例が指摘されています。

このような状況を踏まえ、環境省地方環境事務所において、税関との連携・協力の下、期間中、以下の取組を強化し、適正な輸出入の推進に努 めます。

- ・税関による貨物検査への積極的な立会い
 - ・輸出入関係事業者に対するバンフレット等の配布

(5) 各地方公共団体、関係団体が実施する行事等

各地方公共団体、関係団体における、講演会や展示、各種キャンペーン等の様々な行事が行われます。

詳しくは→http://www.env.go.jp/recycle/circul/3r_gekkan/index.html

連絡先

環境省大臣官院廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

直 通:03-5521-8336 代 装: 03-3581-3351

室 長:田中 良典(内線6831)

室長補佐:伊藤 宏充 (内線6807)

当:田邊 恭平 (内線6891)

当: 藤本 脩吾 (内線6891)